

令和 5 年 第三回 練馬区 議会 定例会
提出 議案 一 覧 表

決 算 ・ ・ ・ 5 件
 条 例 ・ ・ ・ 8 件 (一部改正 8 件)
 道 路 認 定 等 ・ ・ ・ 5 件 (認定 4 件、廃止および認定 1 件)
 契 約 ・ ・ ・ 11 件 (工事請負契約 3 件、物品の買入れ 1 件、工事請負契約の変更 6 件、
 建物の買入れ 1 件)
 そ の 他 ・ ・ ・ 1 件 (訴えの提起 1 件)

No.	議案番号	件 名 お よ び 内 容 説 明	施行日等
1	6 9	令和 4 年度練馬区一般会計歳入歳出決算 地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定に付す。	
2	7 0	令和 4 年度練馬区国民健康保険事業会計歳入歳出決算 地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定に付す。	
3	7 1	令和 4 年度練馬区介護保険会計歳入歳出決算 地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定に付す。	
4	7 2	令和 4 年度練馬区後期高齢者医療会計歳入歳出決算 地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定に付す。	
5	7 3	令和 4 年度練馬区公共駐車場会計歳入歳出決算 地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定に付す。	
6	7 4	練馬区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例 東京都女性福祉資金貸付条例の一部改正を踏まえ、事業開始資金、事業継続資金、就職支度資金、生活資金の一部、結婚資金および修学資金の一部の貸付限度額を引き上げる。	公布の日
7	7 5	練馬区旅館業法施行条例の一部を改正する条例 旅館業法の一部改正に伴い、事業譲渡による地位の承継の承認申請手数料を定めるとともに、条例で引用している同法の規定が変更されることから規定の整備を行う。	規則で定める日
8	7 6	練馬区興行場法施行条例の一部を改正する条例 興行場法の一部改正に伴い、事業譲渡による地位の承継手続を規定する。	規則で定める日
9	7 7	練馬区プールの規制に関する条例の一部を改正する条例 興行場法等の一部改正を踏まえ、事業譲渡による地位の承継手続を規定する。	規則で定める日

No.	議案番号	件名および内容説明	施行日等
10	78	練馬区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 1 補助230号線大泉町二丁目地区地区計画区域内における建築制限を定める。 2 富士見台三・四丁目環八南地区地区計画区域内における建築制限を定める。 3 都市計画の変更により廃止した大泉町二丁目地区地区計画に関する規定を削る。	令和5年11月1日
11	79	練馬区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例 自転車駐車場1か所を廃止する。 氷川台駅第六自転車駐車場：練馬区氷川台三丁目34番9号	令和6年3月1日
12	80	練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴い、東京都との均衡を図るため、介護補償の額を引き上げる。	公布の日
13	81	練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、条例で引用している同法の規定が項ずれしたことから、規定の整備を行う。	公布の日
14	82 85	特別区道路線の認定について（4件） 道路法第8条第1項の規定に基づく特別区道路線の認定を行うに当たり、同条第2項の規定に基づき議決を求める。	
15	86	特別区道路線の廃止および認定について（1件） 道路法第10条第1項および第8条第1項の規定に基づく特別区道路線の廃止および認定を行うに当たり、同法第10条第3項および第8条第2項の規定に基づき議決を求める。	
16	87	新たな小中一貫教育校校舎等改築工事請負契約 〔入札期間〕 令和5年7月7日から同月31日まで 〔開札期日〕 令和5年7月31日 〔契約金額〕 6,185,960,000円 〔相手方〕 立花・大平・増島 建設共同企業体 〔工期〕 契約確定の日の翌日から令和8年11月30日まで 〔工事場所〕 練馬区旭丘二丁目21番1号および40番1号 〔工事規模〕 校舎北棟 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）4階建 （延床面積 9,892.87平方メートル） 校舎南棟 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2階建 （延床面積 4,443.59平方メートル） 体育倉庫、渡り廊下棟 ほか	

No.	議案番号	件 名 お よ び 内 容 説 明	施行日等
17	88	<p>新たな小中一貫教育校校舎等改築機械設備工事請負契約</p> <p>〔入札期間〕 令和5年7月7日から同年8月1日まで 〔開札期日〕 令和5年8月1日 〔契約金額〕 1,029,526,300円 〔相手方〕 山幸・田中 建設共同企業体 〔工期〕 契約確定の日の翌日から令和8年11月30日まで 〔工事場所〕 練馬区旭丘二丁目21番1号および40番1号 〔工事内容〕 空気調和設備工事、換気設備工事、給水設備工事、排水設備工事、衛生器具設備工事、校庭散水設備工事、ろ過設備工事、自動制御設備工事、ガス設備工事、給湯設備工事、消火設備工事</p>	
18	89	<p>新たな小中一貫教育校校舎等改築電気設備工事請負契約</p> <p>〔入札期間〕 令和5年7月7日から同年8月2日まで 〔開札期日〕 令和5年8月2日 〔契約金額〕 659,167,300円 〔相手方〕 菊池・パイロットエンジニアリング 建設共同企業体 〔工期〕 契約確定の日の翌日から令和7年11月28日まで 〔工事場所〕 練馬区旭丘二丁目21番1号および40番1号 〔工事内容〕 電灯設備工事、受変電設備工事、動力設備工事、拡声設備工事、舞台照明設備工事、構内交換設備工事、映像・音響設備工事、自動火災報知設備工事、監視カメラ設備工事、構内配電線路工事、誘導支援設備工事 ほか</p>	
19	90	<p>新たな小中一貫教育校給食調理用備品の買入れについて</p> <p>〔入札期間〕 令和5年7月10日から同月31日まで 〔開札期日〕 令和5年7月31日 〔契約金額〕 53,735,000円 〔相手方〕 株式会社 山幸 〔納期〕 令和7年1月31日 〔納入場所〕 練馬区旭丘二丁目21番1号</p>	
20	91	<p>練馬区立練馬文化センター大規模改修工事請負契約の一部変更について</p> <p>令和4年第三回練馬区議会定例会において可決された令和4年議案第87号「練馬区立練馬文化センター大規模改修工事請負契約」に係る契約金額を変更する。 〔変更前〕 1,738,330,000円 〔変更後〕 1,887,325,000円</p>	
21	92	<p>練馬区立練馬文化センター大規模改修機械設備工事請負契約の一部変更について</p> <p>令和4年第三回練馬区議会定例会において可決された令和4年議案第88号「練馬区立練馬文化センター大規模改修機械設備工事請負契約」に係る契約金額を変更する。 〔変更前〕 608,190,000円 〔変更後〕 614,284,000円</p>	
22	93	<p>練馬区立北町福祉作業所大規模改修工事請負契約の一部変更について</p> <p>令和4年第三回練馬区議会定例会において可決された令和4年議案第90号「練馬区立北町福祉作業所大規模改修工事請負契約」に係る契約金額を変更する。 〔変更前〕 275,473,000円 〔変更後〕 277,838,000円</p>	

No.	議案番号	件 名 お よ び 内 容 説 明	施行日等
23	9 4	<p>橋梁上部工工事（練馬区画街路第1号線）請負契約の一部変更について</p> <p>令和4年第三回練馬区議会定例会において可決された令和4年議案第99号「橋梁上部工工事（練馬区画街路第1号線）請負契約」に係る契約金額および工期を変更する。</p> <p>1 契約金額 [変更前] 437,800,000円 [変更後] 450,567,700円</p> <p>2 工期 [変更前] 契約確定の日の翌日から280日間 [変更後] 契約確定の日の翌日から349日間</p>	
24	9 5	<p>練馬区立上石神井北小学校校舎等改築工事請負契約の一部変更について</p> <p>令和4年第一回練馬区議会定例会において可決された令和4年議案第22号「練馬区立上石神井北小学校校舎等改築工事請負契約」に係る契約金額を変更する。</p> <p>[変更前] 2,027,484,800円 [変更後] 2,040,211,800円</p>	
25	9 6	<p>練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について</p> <p>令和4年第一回練馬区議会定例会において可決された令和4年議案第23号「練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事請負契約」に係る契約金額を変更する。</p> <p>[変更前] 517,792,000円 [変更後] 536,591,000円</p>	
26	9 7	<p>建物の買入れについて（練馬区役所中村北分館）</p> <p>[目的] 情報処理センターとして使用するため [所在] 練馬区中村北一丁目6番地2 [構造] 鉄筋コンクリート造地下1階・地上2階建 [延床面積] 2,085.10平方メートル [買入れ金額] 137,720,000円</p>	
27	9 8	<p>診療報酬等に係る返還請求に関する訴えの提起について</p> <p>診療報酬等の返還を求める訴えの提起に当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議決を求める。</p>	